日銀シス第106号2019年12月24日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に 関する規則」の一部改正に関する件

事務の見直し等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に 関する規則」中一部改正

○ 第6条を横線のとおり改める。

(代行納付の取止めに関する取扱い)

- 第6条 非取引金融機関等または代行納付金融機関は、その代行納付の取扱い を取止める場合には、その取止めの月の前々月における日本銀行の最終 営業日までに、日本銀行にその旨書面により申出るものとする。
- 2. 日本銀行より代行納付の取扱いを取止める場合には、その取止めの月の 前々月における最終営業日までに、当該非取引金融機関等および代行納 付金融機関に各々その旨通知する。ただし、代行納付の取扱いを継続し 難い重大な事由があるときは、日本銀行は、直ちに代行納付の取扱いを 取止めることができる。
- 3. 非取引金融機関等は、日銀ネットに関する利用を取止めるにあたって、 その代行納付の取扱いを取止める場合には、その利用取止め日の15営 業日前までに、日本銀行にその旨書面により届出るものとする。